鳥取県告示第244号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字毛谷字スマケ逧377、378、379の1、379の2、380から382まで、383の1から383の3まで、384から390まで、字瀧ノ谷392、393、393の1、394、394の1、395から401まで、401の2、401の3、402の1、402の2、大字篠坂字水無奥509、字乳尾奥512の1、514、515、字乳尾口516、大字南方字後谷奥1462の1(次の図に示す部分に限る。)、1463、1464の1から1464の3まで、1464の4(次の図に示す部分に限る。)、1465、字風穴1484の1・1484の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1495、1497、字大谷1498・字大原陰1541・字家ノ奥1596(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字武蔵岩1686、1688の1から1688の3まで、1690、1691

- 2 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭 町役場に備え置いて縦覧に供する。)